

平成30年度 給食施設状況調査および栄養管理状況報告書の集計結果

1 目的

健康増進法第21条に基づき、給食施設は栄養管理を適切に行い、給食を通じて利用者の健康増進を推進する観点から、特定給食施設の設置者に栄養管理基準の遵守が義務付けられている。

県では、特定給食施設に対し適切な栄養管理について支援するため、福井県健康増進法施行細則第4条に基づき、栄養管理状況報告書の提出を求めている。また、その他の給食施設には、給食施設状況調査を行っている。

平成30年度に提出があった栄養管理状況報告書および給食施設状況調査票をとりまとめ、施設状況および栄養管理状況について把握したので、報告する。

2 調査時期

平成30年6月

3 集計項目

特定給食施設：栄養管理状況報告書（義務）

※施設区分によって報告書の様式が異なる。詳細はホームページを参照。

その他の給食施設：給食施設状況調査票（任意）

4 提出状況

県内給食施設 ※施設区分は別紙1のとおり

(1) 特定給食施設：継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設

施設区分	保健所							計
	福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭		
学校	68	30	14	53	25	20	210	
病院	20	5	2	10	6	4	47	
介護老人保健施設	9	4	2	9	4	1	29	
老人福祉施設	21	8	5	12	6	3	55	
児童福祉施設	61	23	6	34	12	9	145	
社会福祉施設	3	1	2	4	0	0	10	
矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	
寄宿舍	1	0	0	1	1	0	3	
事業所	0	0	0	1	4	0	5	
その他	1	1	0	0	0	0	2	
計	184	72	31	124	58	37	506	

(2) その他の給食施設：継続的に1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する施設

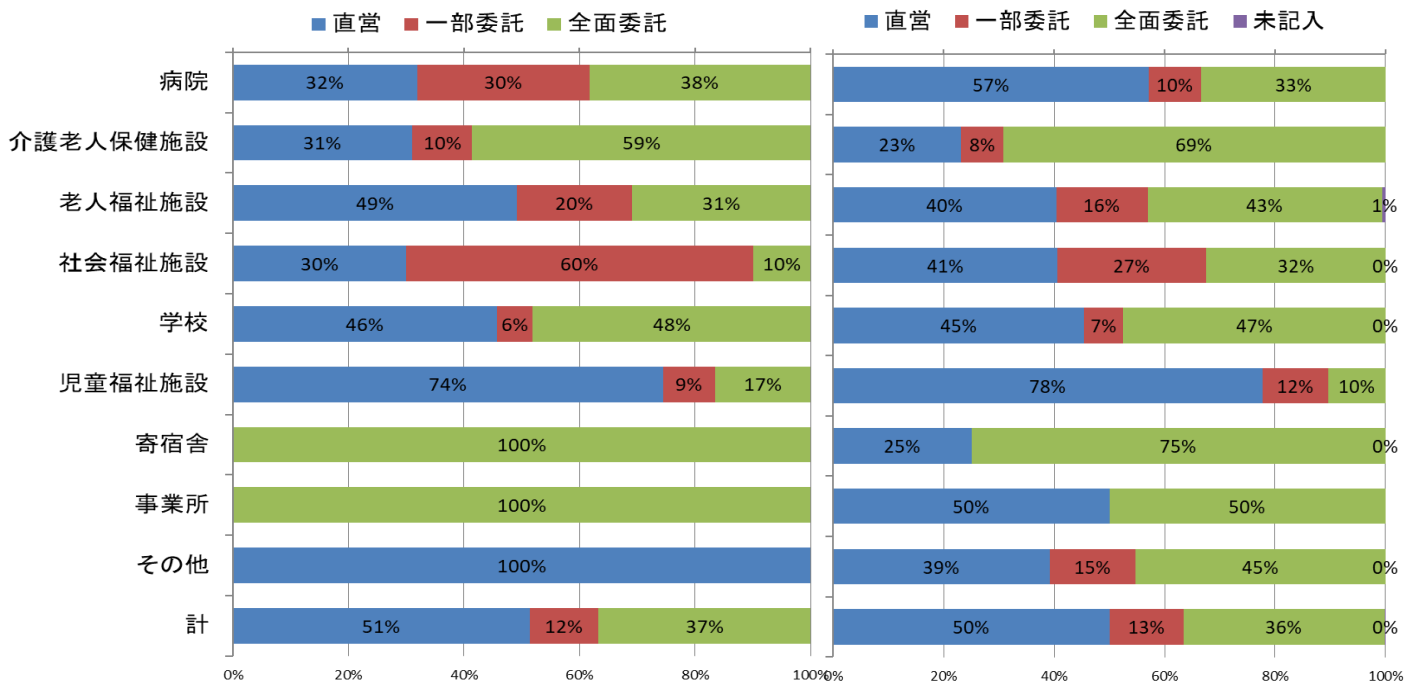
施設区分	保健所							計
	福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭		
学校	28	5	18	24	10	14	99	
病院	7	2	6	6	0	0	21	
介護老人保健施設	4	3	1	1	2	2	13	
老人福祉施設	76	33	9	40	13	17	188	
児童福祉施設	38	22	19	31	19	15	144	
社会福祉施設	10	4	7	7	3	6	37	
矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	
寄宿舎	3	0	0	1	5	3	12	
事業所	2	1	0	1	2	0	6	
その他	49	9	0	17	6	3	84	
計	217	79	60	128	60	60	604	

5 調査結果

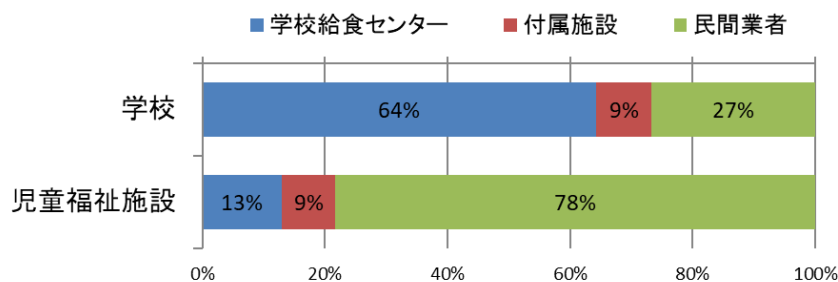
(1) 給食の運営状況

給食の運営状況(特定給食施設)

給食の運営状況(その他の給食施設)

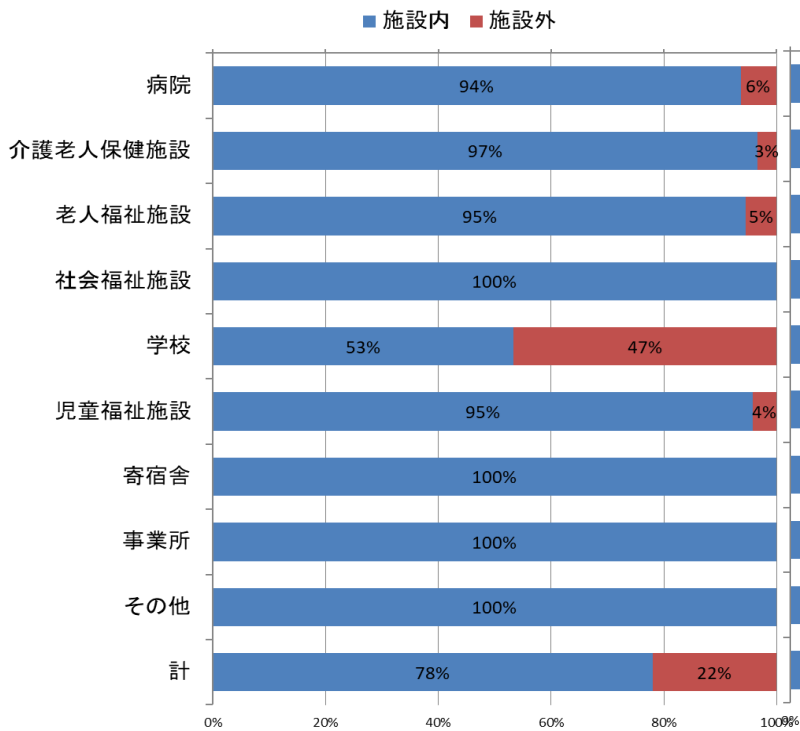


委託先

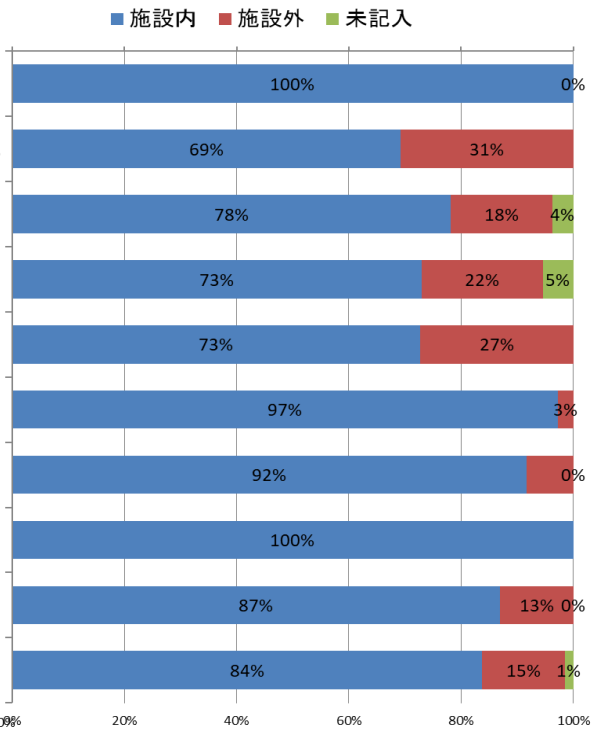


(2) 調理場所

調理場所(特定給食施設)



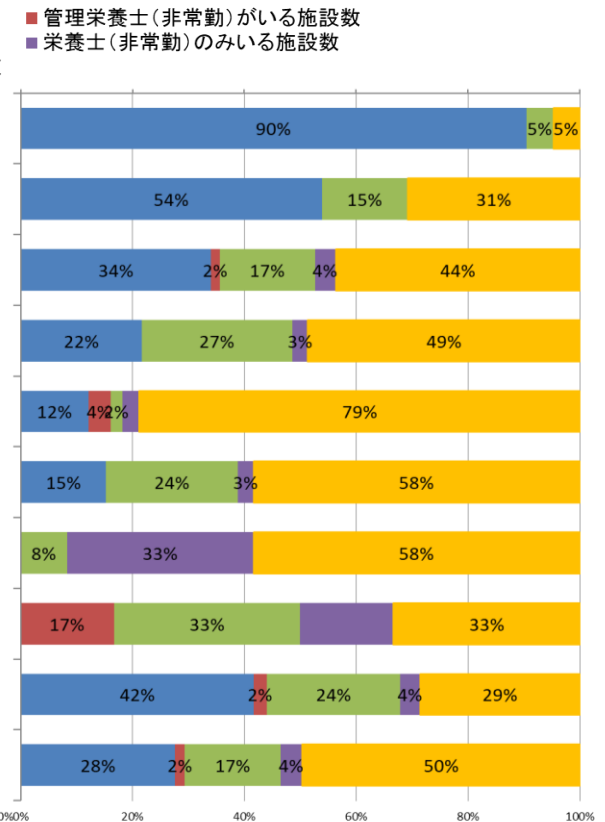
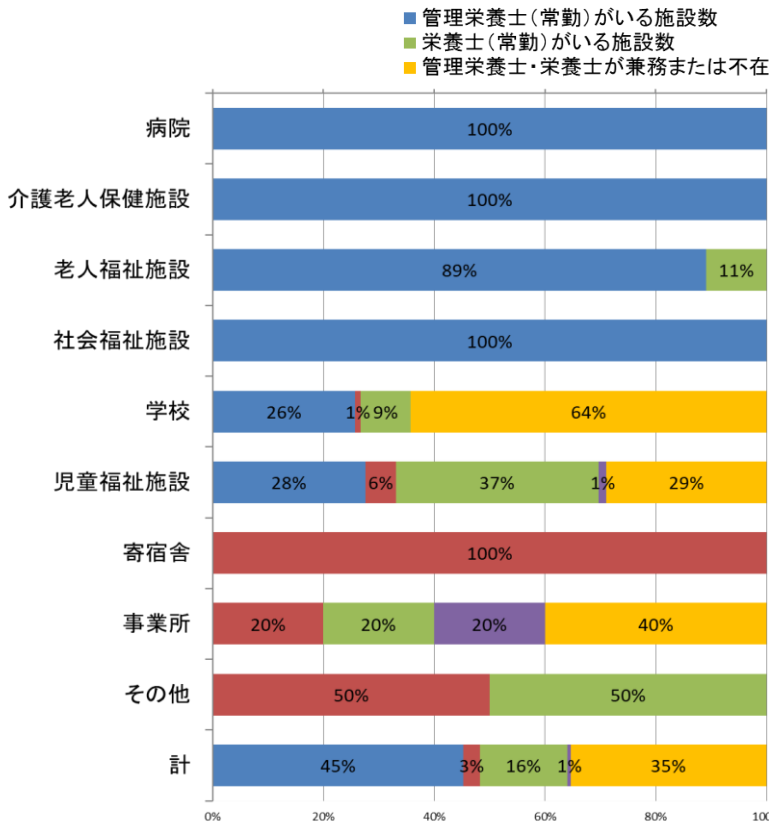
調理場所(その他の給食施設)



(3) 管理栄養士・栄養士の配置状況

管理栄養士・栄養士配置状況(特定給食施設)

管理栄養士・栄養士配置状況(その他の給食施設)

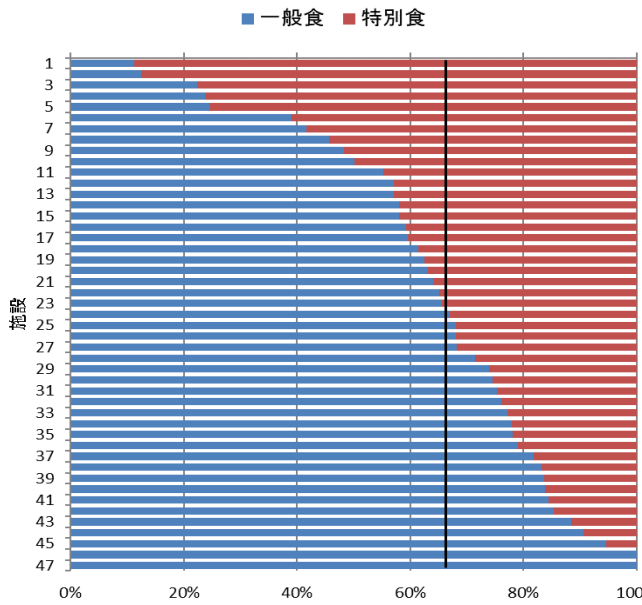


個別の栄養管理が重視される者を対象とした施設(病院や介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設)では管理栄養士・栄養士の配置率が高いが、健康増進を目的とした施設(学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舍)では兼務または不在の施設が多い。

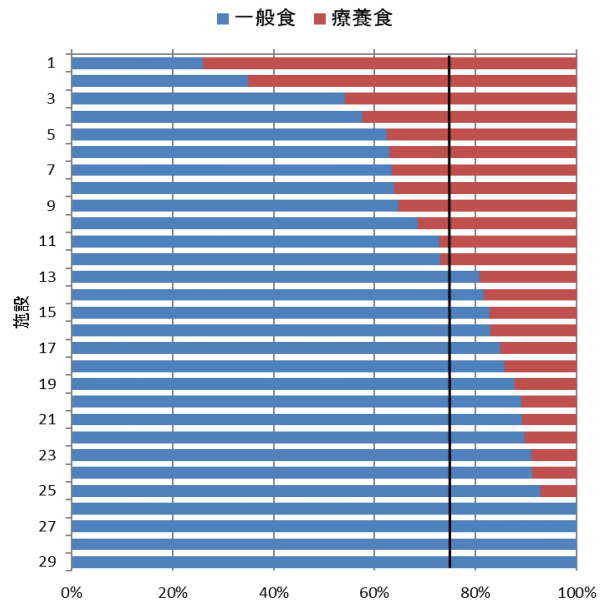
(4) 特別食（療養食）の提供割合

施設区分	提供割合	
	最大	平均
病院	88.7 %	35.4 %
介護老人保健施設	74.1 %	23.0 %
老人福祉施設	51.1 %	8.7 %
社会福祉施設	21.0 %	6.4 %

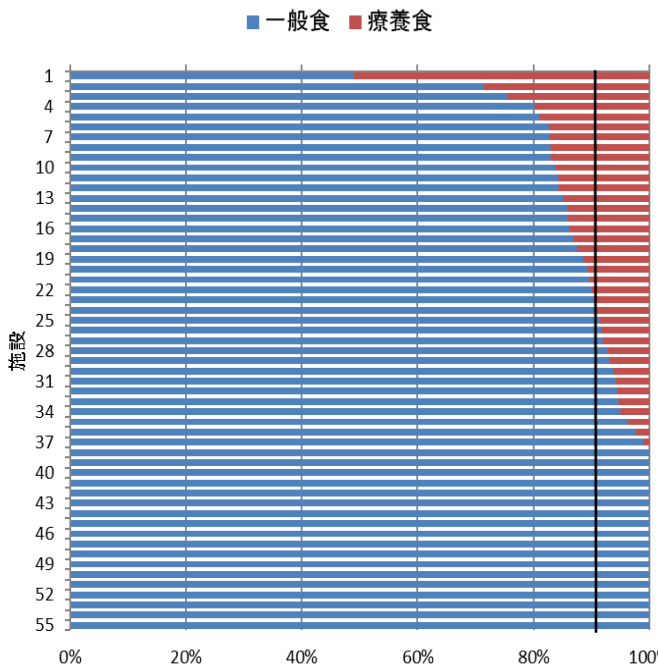
一般食と特別食の提供割合
(病院)



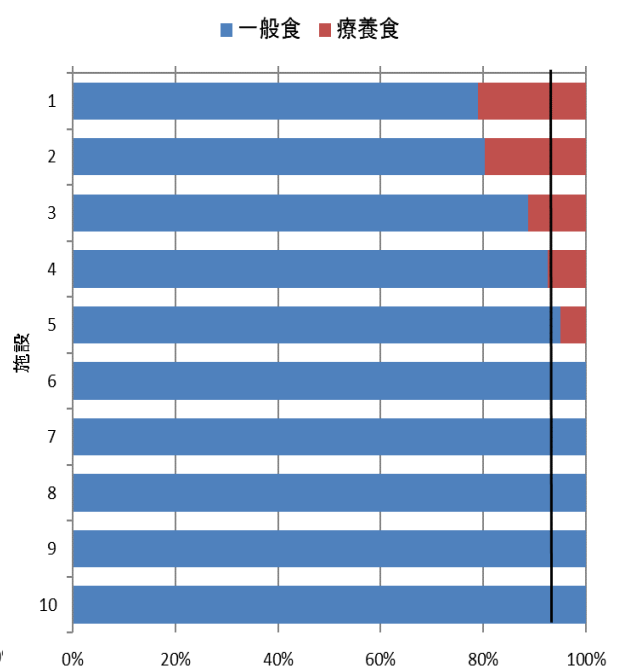
一般食と特別食の提供割合
(介護老人保健施設)



(老人福祉施設)

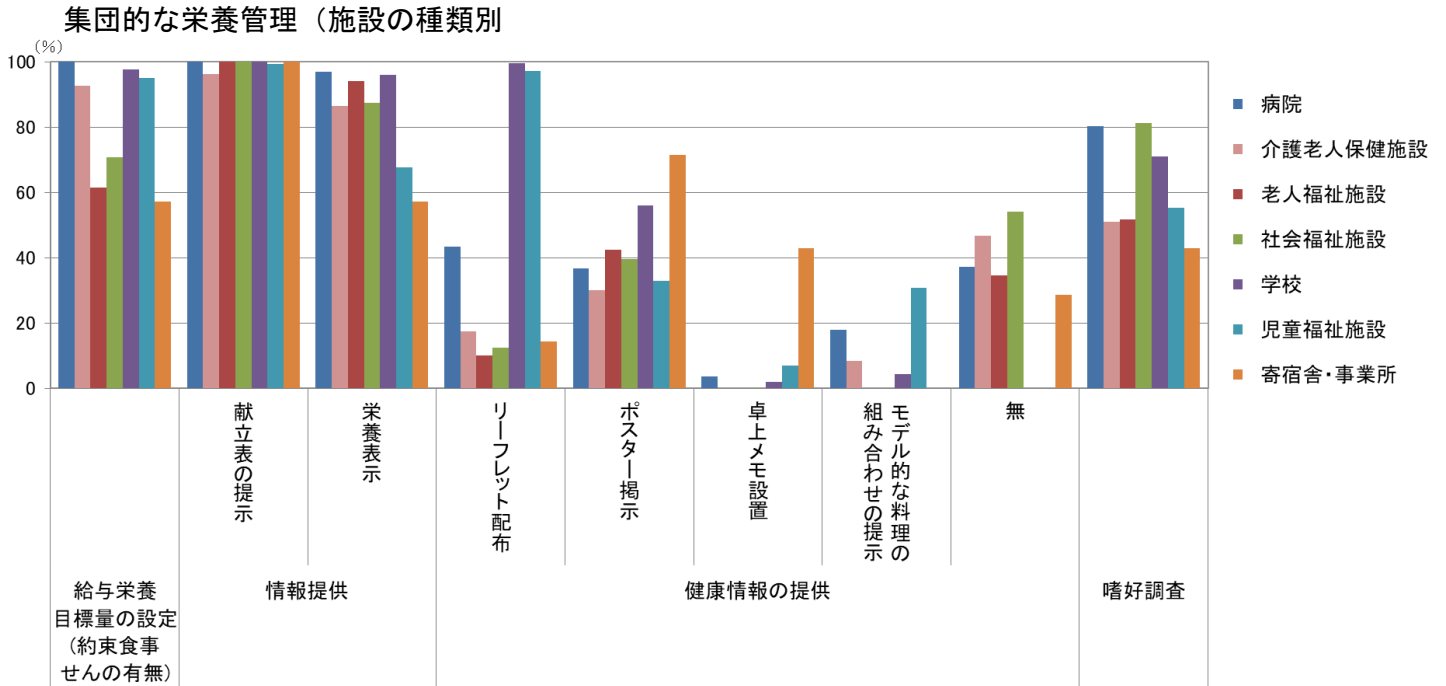


(社会福祉施設)



入院患者（入所者）のうち、特別食（療養食）が必要な疾病をもつ者の割合にも影響されるが、病院や介護老人福祉施設では、施設ごとで提供割合の差が大きかった。老人福祉施設や社会福祉施設が療養食を提供する割合は、平均1割未満であった。

(5) 集団的な食事管理（特定給食施設）

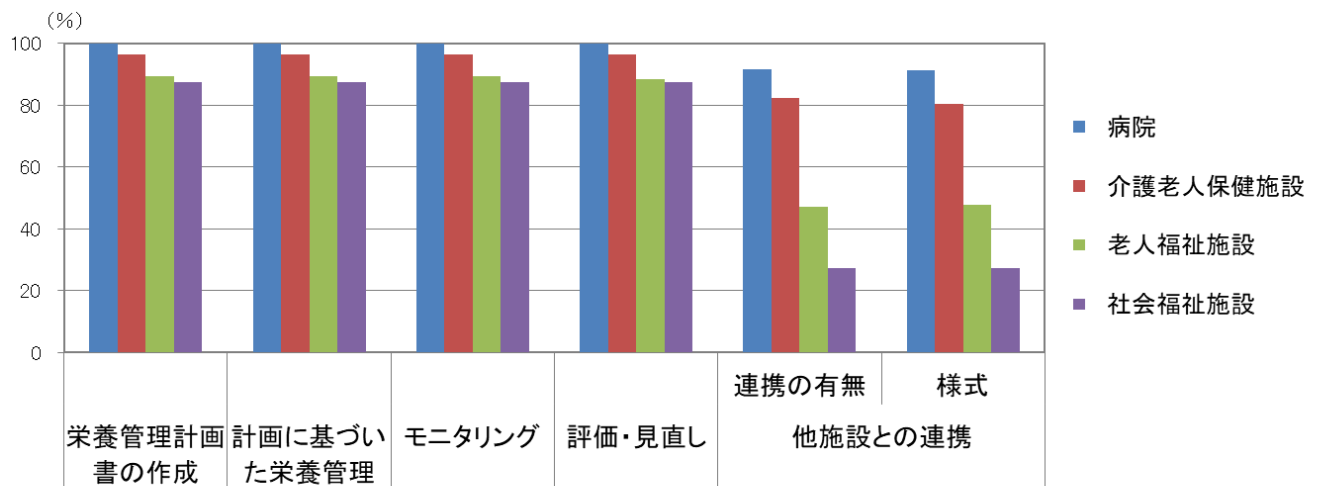


給与栄養目標量の設定は、老人福祉施設、社会福祉施設、寄宿舍・事業所で実施割合が6割前後と低かった。栄養成分表示は、児童福祉施設、寄宿舍・事業者で実施割合が6割前後と低かった。

リーフレットの配布は学校や児童福祉施設で、ポスターや卓上メモの設置は寄宿舍・事業所において、他の施設よりも高い割合で実施されていた。嗜好調査は病院と社会福祉施設の約8割で実施されていた。

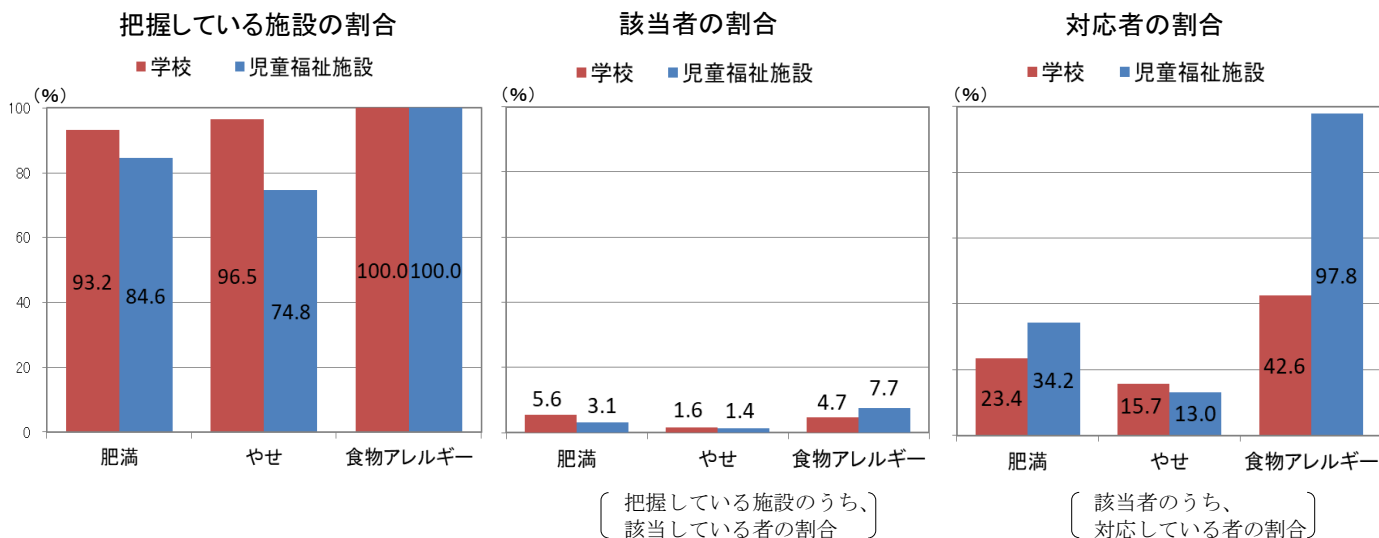
(6) 個別の栄養管理（特定給食施設）

個別の栄養管理（病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設）



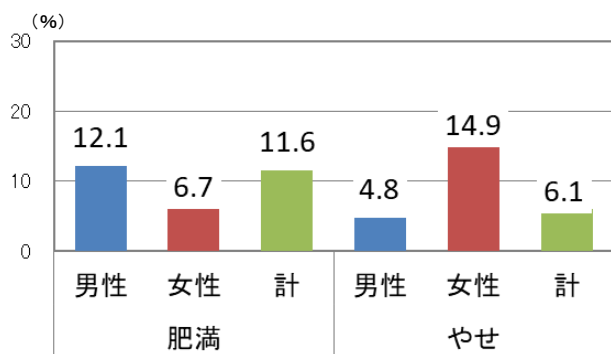
個別の栄養管理は、病院では10割、介護老人保健施設では9～10割、老人福祉施設と社会福祉施設では8～9割の実施割合だった。他施設との連携は、病院・介護老人保健施設は8～9割、老人福祉施設は5割、社会福祉施設は2～3割の実施割合だった。

個別の栄養管理（学校、児童福祉施設）



食物アレルギーについては、全ての学校・児童福祉施設で把握しており、肥満・やせについては、学校の9割以上、児童福祉施設の7～8割で把握している。その該当者に対し、給食や指導などの対応を行っている割合は、肥満・やせでは1～3割と低いが、食物アレルギーは学校で4割、児童福祉施設で9割以上だった。

肥満・やせの該当者の割合（寄宿舍・事業所）



寄宿舍・事業所における肥満者の割合は約1割であり、男性は女性に比べて肥満者の割合が2倍近く高かった。
やせの者の割合は、肥満者の割合の約半数であったが、女性は男性に比べてやせの者の割合が3倍近く高かった。

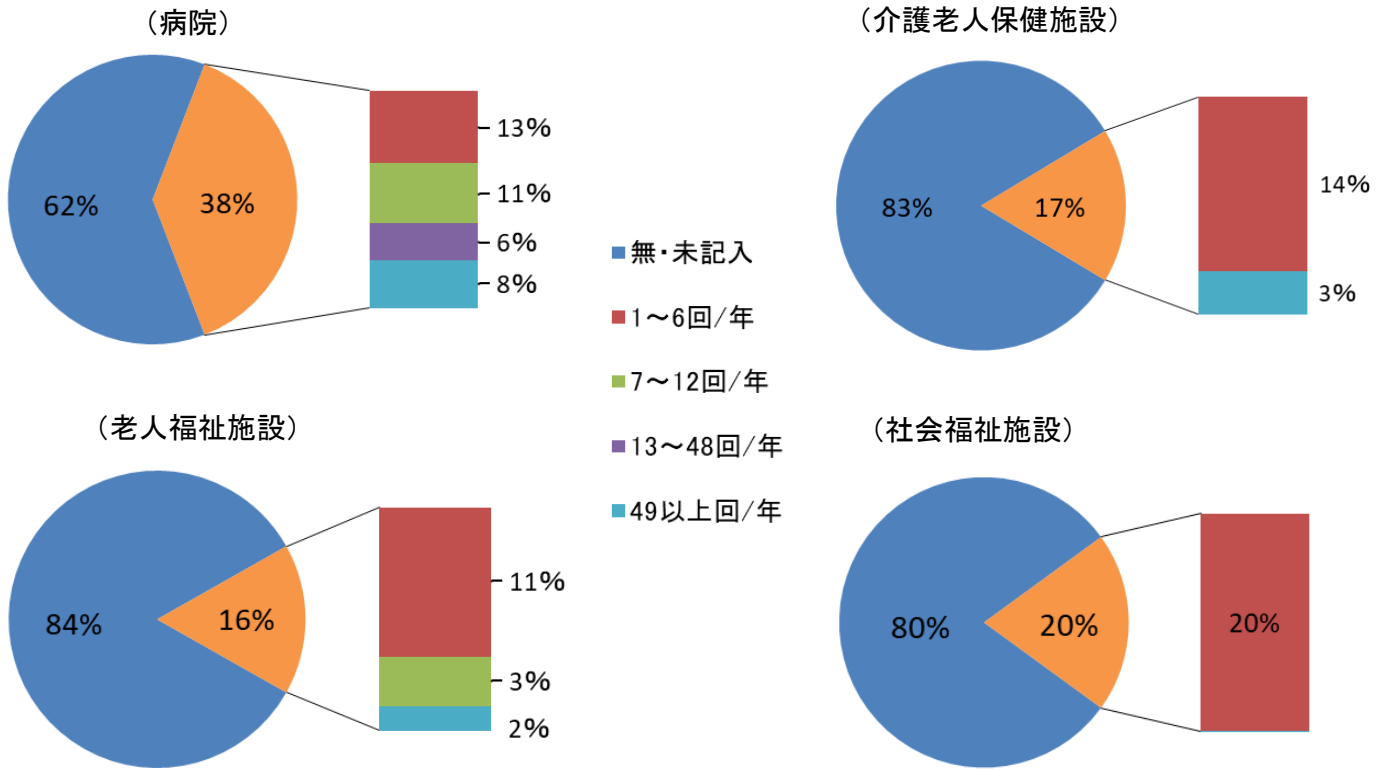


第4次元元気な福井の健康づくり応援計画では、健康寿命のさらなる延伸を目指し、給食を通じた利用者の栄養管理および健康づくりを推進しています。

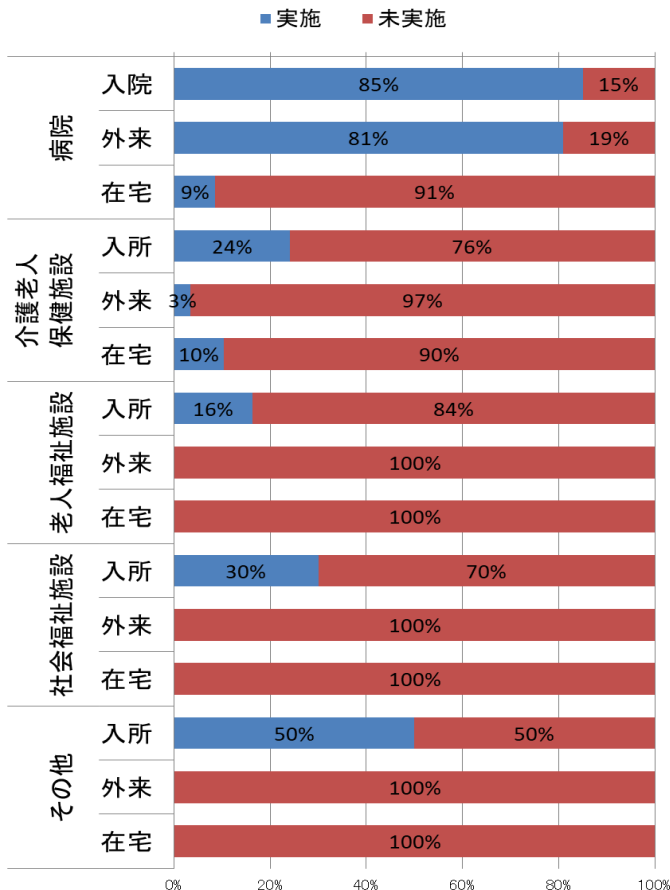
学校、児童福祉施設、寄宿舍、事業所など健康増進を目的とする施設は、給食利用者の肥満・やせの状況を把握し、適切な栄養管理を進めましょう。

(7) 栄養教育

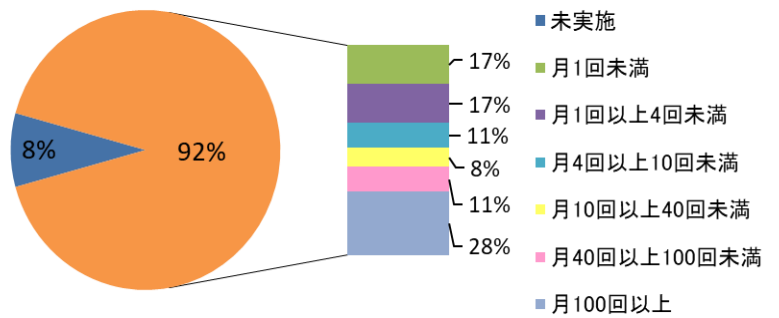
集団の栄養教育実施割合



個別の栄養教育実施割合



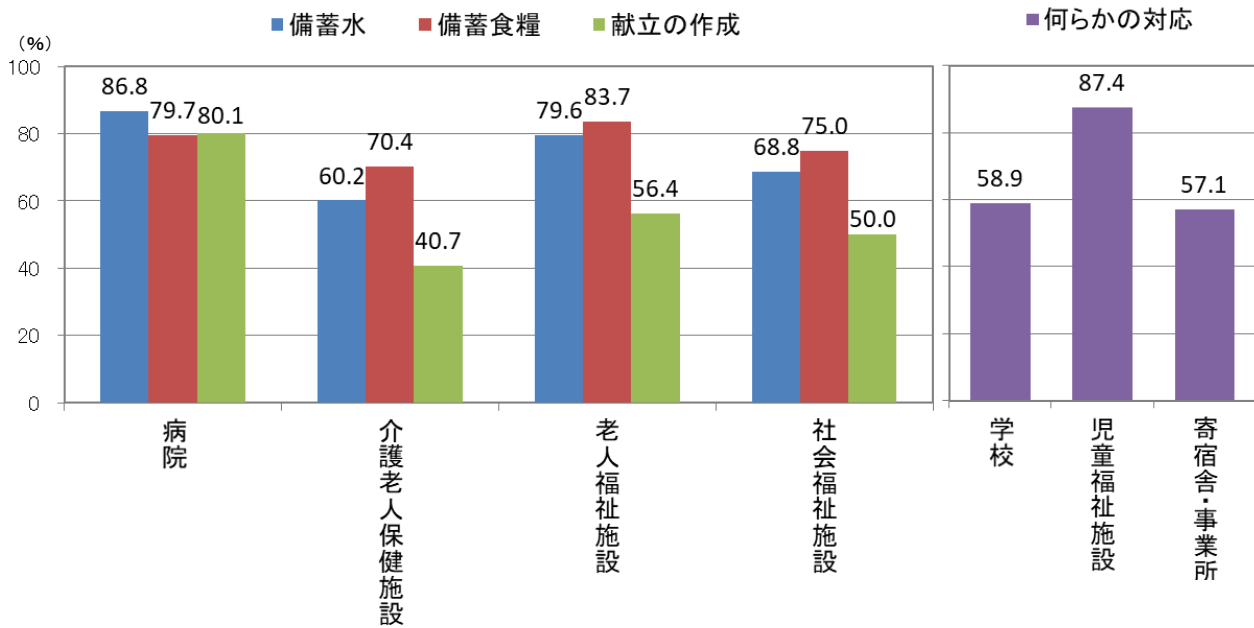
個別の栄養教育実施割合(病院)



病院では、集団教育は約4割、個別教育は8割以上の実施割合だった。在宅者に対する栄養教育の実施割合は1割未満だった。

介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設における集団教育はいずれも約2割、個別教育は2～3割の実施割合だった。

(8) 災害に備えた対応



3食提供している施設では、災害に備えて水や食料を備蓄している割合は6～8割であった。災害時の献立を作成している割合は、病院は8割だったが、それ以外の施設では4～5割でやや低かった。

また、健康増進を目的とした施設で、災害時に備えて何らかの対応をしている施設は、学校と寄宿舎・事業所では5～6割、児童福祉施設では8割であった。